

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 31 年 3 月 29 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800085号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800018号

第1 結論

請求期間のうち、昭和39年*月から昭和40年12月までの請求期間、昭和41年4月から昭和48年3月までの請求期間及び昭和49年4月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年*月から昭和50年12月まで

昭和39年*月に国民年金の加入手続きを行い、A(B市)のC銀行(現在は、D銀行)において、現金で国民年金保険料を納付した。当該銀行の窓口で1回に2、3か月分の保険料をまとめて納付すると、年金手帳に納付印を押してくれたことを記憶している。年金手帳については、1冊目がグレーか茶色で、2冊目はえんじ色だったと思うが、平成元年にE市に転居し、その後、保険料を納付した期間が10年程度では年金を受給できないと知り、処分してしまった。保険料については、B市に住んでいた昭和39年から昭和48年までは当該銀行で納付し、F市に転居してからは納付組合の集金人に納付していたので、請求期間について、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時の状況について、中学校を卒業後の数年間はG市で両親(父親は昭和38年に死亡)と姉妹と共に居住し、20歳になる前に叔父が経営するB市のH店に住み込みで勤務することになったが、成人式はG市で開催された式典に出席したこと、その後、昭和48年の婚姻を機にB市からF市へ転居し、昭和51年頃に同市からI市へ転居しており、国民年金保険料については、20歳から同市に転居する前まで納付していたと説明している。

一方、社会保険オンラインシステムの氏名検索により、請求者と同名(J)で、請求者と生年月日が異なる(昭和19年*月*日)被保険者の国民年金手帳記号番号(*。以下「記号番号」という。)が確認でき、当該記号番号は基礎年金番号に統合されていない記録となっているところ、当該記号番号に係るF市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に

において、氏名は請求者の氏名と漢字一文字が異なっているものの、生年月日は請求者と一致しており、住所は請求者の婚姻時における本籍地と一致している上、転入前の住所として記載されている住所も、請求者が同市に転入する前に住民登録をしていたと陳述するB市の住所と一致していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、上記の記号番号は、昭和40年3月15日に、社会保険事務所（当時）から請求者が成人式に参加したとするG市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、当該記号番号に係る同市の被保険者名簿において、氏名は請求者の旧姓で名の一部がカナ表記となっており、生年月日は請求者と異なっている（昭和19年*月*日）ものの、住所は請求者が居住していたとする同市の住所と一致していることが確認できる。

さらに、上記の記号番号と同一の国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）が確認できる場所、当該被保険者台帳において、記載されたカナ表記の氏名は請求者の旧姓及び婚姻後の姓と一致しており、住所もF市の被保険者名簿に記載された住所及び同市に転入する前のB市の住所と一致している。

加えて、上記の記号番号に係るオンライン記録、G市及びF市の被保険者名簿並びに被保険者台帳において、昭和39年*月から昭和40年12月までの期間、昭和41年4月から昭和48年3月までの期間及び昭和49年4月から昭和50年3月までの期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、上記のG市及びF市の被保険者名簿並びに被保険者台帳において確認できる国民年金の被保険者記録は請求者のものであると推認できることから、請求者は、請求期間のうち、昭和39年*月から昭和40年12月までの期間、昭和41年4月から昭和48年3月までの期間及び昭和49年4月から昭和50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和39年*月、同年*月、昭和41年1月から同年3月までの期間、昭和48年4月から昭和49年3月までの期間及び昭和50年4月から同年12月までの期間について、オンライン記録並びに上記の被保険者名簿及び被保険者台帳において、国民年金保険料が納付されていたことを確認できない。

また、G市の被保険者名簿において、請求者の生年月日は昭和19年*月*日、被保険者資格取得日は昭和39年*月*日とされ、納付記録欄には同年*月から昭和40年3月までの国民年金保険料を同年10月に過年度納付したことが確認できる場所、当該被保険者名簿には生年月日を訂正した形跡が認められないことから、請求期間のうち、昭和39年*月及び同年*月については、少なくとも同市に居住していた間は被保険者資格取得前（20歳前）の期間とされ、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、請求者は、B市に転居した後に、生年月日の記録を訂正し、遡って保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、請求者が居住していたとするG市、B市及びF市は、いずれも請求者の国民年金の被保険者記録は確認できない旨回答している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったものの、請求者に対して上記の記号番号のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、昭和 39 年*月、同年*月、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間及び昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 39 年*月、同年*月、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間及び昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。